



平成 28 年 5 月 9 日

各 位

上場会社名	株式会社ゼンリン
代表者	代表取締役社長 高山 善司
(コード番号	9474)
問合せ先責任者	執行役員コーポレート本部長 松尾 正実
(TEL	093-882-9050)

定款一部変更及び監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ

当社は、平成28年3月23日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、平成28年6月17日開催予定の第56回定時株主総会でご承認いただくことを前提として、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。これに伴い、本日開催の取締役会において定款一部変更及び監査等委員会設置会社移行後の取締役候補者につきましても、同定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の目的

- ① 取締役の職務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化並びに意思決定を迅速にすることで、コーポレート・ガバナンスをより一層充実させ、更なる企業価値の向上を図るために、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」により新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行いたします。そのため監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等ではない取締役につきましても、期待される役割を十分に発揮できるように、損害賠償責任を限定する契約を締結することを可能とするため、現行定款第30条の変更を行うものであります。
なお、本変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 機動的な配当政策及び資本政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を新設し、当該規定と重複することになる現行定款第7条及び第45条の削除を行うものであります。
なお、本変更は、株主総会による剰余金の配当の決定権限を排除するものではありません。
- ④ 当社の事業領域の多様化に対応するとともに、現状に即した事業目的とするため、現行定款第2条の変更を行うものであります。
- ⑤ その他上記の各変更及び削除に伴い、条数等の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

取締役会決議	平成28年5月9日
株主総会決議	平成28年6月17日
定款変更の効力発生日	平成28年6月17日

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事の件

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

氏名	新役職	現役職
大迫 正男	取締役会長	同左
高山 善司	代表取締役社長	同左
網田 純也	代表取締役副社長	同左
柏木 順	常務取締役	同左
大迫 益男	取締役	同左
清水 辰彦	取締役	同左
塩次 喜代明	取締役（社外）	同左

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職	現役職
稲葉 和彦	取締役 常勤監査等委員	常勤監査役
辻 孝浩	取締役 監査等委員（社外）	監査役（社外）
磯田 直也	取締役 監査等委員（社外）	監査役（社外）

(3) 異動予定日 平成 28 年 6 月 17 日

以 上

(別紙)

変更の内容は次のとおりであります。

なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 住宅地図、各種地図、<u>図書等の企画出版及び販売</u>2. ～14. (条文省略) <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. <u>会計監査人</u> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p><u>第8条～第12条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p><u>第12条の2～第12条の4</u> (条文省略)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第12条の5</u> (条文省略)</p> <ol style="list-style-type: none">② <u>第14条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。</u>③ <u>第15条、第16条、第18条及び第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u>④ <u>第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <p><u>第12条の6～第12条の7</u> (条文省略)</p> <p>(その他の事項)</p> <p><u>第12条の8</u> 当社は、<u>第12条の2乃至7に定めるほか、第1種優先株式に関する事項について、これを第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める。</u></p> <p><u>第13条～第19条</u> (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 住宅地図、各種地図、<u>地図関連商品等の企画、作成及び販売</u>2. ～14. (現行どおり) <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u> (削除)3. <u>会計監査人</u> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(削除)</p> <p><u>第7条～第11条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p><u>第11条の2～第11条の4</u> (現行どおり)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第11条の5</u> (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none">② <u>第13条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。</u>③ <u>第14条、第15条、第17条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u>④ <u>第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <p><u>第11条の6～第11条の7</u> (現行どおり)</p> <p>(その他の事項)</p> <p><u>第11条の8</u> 当社は、<u>第11条の2乃至7に定めるほか、第1種優先株式に関する事項について、これを第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める。</u></p> <p><u>第12条～第18条</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数及び選任方法)</p> <p><u>第20条</u> 当社の取締役は12名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p><u>第21条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第22条</u> 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>② <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会はその決議により、取締役の中から取締役社長1名をおき、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名をおくことができる。</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会の招集は各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発する。 ただし、緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数及び選任方法)</p> <p><u>第19条</u> 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は12名以内、監査等委員である取締役は5名以内とし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p><u>第20条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(<u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力</u>)</p> <p><u>第22条</u> <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会はその決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名をおき、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名をおくことができる。</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会の招集は各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。 ただし、緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(<u>取締役への委任</u>)</p> <p><u>第28条</u> 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録) <u>第28条</u> 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに署名又は記名押印する。</p> <p>(取締役の報酬等) <u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) <u>第30条</u> (条文省略) ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>金1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(取締役会の議事録) <u>第29条</u> 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載し、議長並びに出席した取締役がこれに署名又は記名押印する。</p> <p>(取締役の報酬等) <u>第30条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) <u>第31条</u> (現行どおり) ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(監査役員の員数及び選任方法) <u>第31条</u> 当会社の監査役は5名以内とし、株主総会で選任する。 ② <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(補欠監査役の予選の効力) <u>第32条</u> 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期) <u>第33条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役) <u>第34条</u> 監査役会はその決議により常勤の監査役を1名以上選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集手続) <u>第35条</u> 監査役会の招集は、各監査役に対し会日の3日前までにその通知を発する。 ただし、緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第37条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載し、出席した監査役がこれに署名又は記名押印する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第32条 監査等委員会はその決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集手続)</u> <u>第33条 監査等委員会の招集は各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。</u> <u>ただし、緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第35条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載し、出席した監査等委員がこれに署名又は記名押印する。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第40条～第41条</u> (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第42条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p><u>第43条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第44条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (新設)</p> <p>② <u>前項</u>のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当の支払)</p> <p><u>第45条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を<u>することができる。</u></p> <p><u>第46条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第36条～第37条</u> (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第38条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p><u>第39条</u> (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第40条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第41条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>③ <u>前2項</u>のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p><u>第42条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置)</p> <p>1. <u>当社は、第56回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、第56回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</u></p>

以上